

日本原子力研究開発機構大洗研究所(南地区)の
核燃料物質使用施設等保安規定変更認可申請について

令和4年8月12日

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
大洗研究所 保安管理部

本申請の概要

1. 品質マネジメントシステムに係る変更

事業者検査と自主検査等について個々の検査の実施者及び要件を明確化するため、第1編第9条について、自主検査等の定義を追加するとともに事業者検査と自主検査等の明確化及び記載の適正化を図る。

2. 記載の適正化

第4編第79条第3項及び第81条第3項について、「核燃料取扱主務者」と記載すべきところを「核燃料取扱主任者」と記載している箇所があるため記載の適正化を行う。

1. 品質マネジメントシステムに係る変更

自主検査等の定義を追加

第1編 第3章 品質マネジメント計画

(品質マネジメント計画)

第9条 使用施設等に関する保安活動を適切に実施するため、核燃料物質の使用の許可を受けた品質管理計画に基づき、次のとおり品質マネジメント計画を定める。

(1.～5.6.1項 省略)

5.6.2 マネジメントレビューへのインプット

(a)～(c)項 省略)

d) 事業者検査並びに自主検査等 (使用施設等の要求事項への適合性を判定するため、事業者検査のほかに自主的に行う、合否判定基準のある検証、妥当性確認、監視測定、試験及びこれらに付随するもの) の結果

1. 品質マネジメントシステムに係る変更

事業者検査と自主検査等の明確化、自主検査等において原子力施設検査室に検査を依頼できることの追加及び記載の適正化

第9条 使用施設等に関する保安活動を適切に実施するため、核燃料物質の使用の許可を受けた品質管理計画に基づき、次のとおり品質マネジメント計画を定める。

(1～8.2.3項 省略)

8.2.4 検査及び試験

~~所長又は自主検査及び試験を行う部長は、検査・試験の管理要領を定め、次の事項を管理する。~~

(1)事業者検査

~~所長は、「大洗研究所原子炉施設、核燃料物質使用施設、廃棄物管理施設独立検査組織運営規則」を定め、検査及び試験を行う原子力施設検査室長に次の事項を管理させる。~~

~~(1) a) 部長及び課長は~~原子力施設検査室長は、使用施設等の要求事項が満たされていることを検証するために、個別業務の計画(7.1項参照)に従って、適切な段階で事業者検査 ~~又は自主検査等~~ を実施する。

~~(2) b) 検査及び試験の合否判定基準への適合の証拠となる事業者検査~~ ~~又は自主検査等~~ の結果に係る記録を作成し、管理する(4.2.4項参照)。

~~(3) c) 記録には、リリース(次工程への引渡し)を正式に許可した人を明記する。~~

~~(4) d) 個別業務の計画で決めた検査及び試験が支障なく完了するまでは、当該機器等や使用施設等を運転、使用しない。ただし、当該の権限をもつ者が、個別業務の計画に定める手順により承認する場合は、この限りでない。~~

~~(5) e) 原子力施設検査室長は、保安活動の重要度に応じて、事業者検査の中立性及び信頼性が損なわれないよう検査する要員の独立性を確保する。~~

~~また、自主検査及び試験を行う部長及び課長は、自主検査等の検査及び試験要員の独立性について、これを準用する。~~

(2)自主検査等

~~自主検査等を行う部長は、検査・試験の管理要領を定め、次の事項を管理する。~~

~~a) 部長(原子力施設検査室長を除く。)及び課長は、使用施設等の要求事項が満たされていることを検証するために、個別業務の計画に従って、適切な段階で自主検査等を実施する。~~

~~b) 自主検査等を行う部長及び課長は、8.2.4項(1)項b)～e)を準用する。~~

~~c) 自主検査等を行う部長及び課長は、検査する要員の独立性を確保するために必要な場合は原子力施設検査室長と事前に協議の上検査を依頼することができる。~~

2. 記載の適正化

「核燃料取扱主任者」から「核燃料取扱主務者」への記載の適正化

(定期事業者検査)

- 第79条 原子力施設検査室長は、定期事業者検査を実施しようとするときは、定期事業者検査計画書及び定期事業者検査要領書を策定し、核燃料取扱主務者の同意を得る。これを変更しようとするときも、同様とする。ただし、予定期間の変更、その他施設の安全に影響しない軽微な変更については、この限りではない。
- 2 施設管理者、高速炉第2課長（JWTFに限る。）及び放射線管理第1課長は、原子力施設検査室長の求めに応じて前項の定期事業者検査に必要な情報を提供する。
 - 3 原子力施設検査室長は、第1項の定期事業者検査計画書及び定期事業者検査要領書に従い定期事業者検査を実施し、検査成績書を取りまとめ、~~核燃料取扱主任者~~核燃料取扱主務者の確認を受ける。
 - 4 原子力施設検査室長は、第1項の同意及び前項の確認を得たときは、施設管理者、高速炉第2課長（JWTFに限る。）又は放射線管理第1課長に通知する。
 - 5 施設管理者、高速炉第2課長及び放射線管理第1課長は、前項の通知のうち、第1項の同意に係る通知を受けたときは、それぞれ施設管理統括者及び放射線管理部長に報告する。

2. 記載の適正化

「核燃料取扱主任者」から「核燃料取扱主務者」への記載の適正化

(使用前事業者検査)

- 第81条 原子力施設検査室長は、使用前事業者検査を実施しようとするときは、使用前事業者検査計画書及び使用前事業者検査要領書を策定し、核燃料取扱主務者の同意を得る。これを変更するときも、同様とする。ただし、予定期間の変更、その他施設の安全に影響しない軽微な変更については、この限りではない。
- 2 施設管理者並びに当該検査に関係する課長は、原子力施設検査室長の求めに応じて、前項の使用前事業者検査に必要な情報を提供する。
 - 3 原子力施設検査室長は、第1項の使用前事業者検査計画書及び使用前事業者検査要領書に従い使用前事業者検査を実施し、検査成績書を取りまとめ、~~核燃料取扱主任者~~核燃料取扱主務者の確認を受ける。
 - 4 原子力施設検査室長は、第1項の同意及び前項の確認を得たときは、施設管理者及び当該検査に関係する課長に通知する。
 - 5 施設管理者は、前項の通知のうち、第1項の同意に係る通知を受けたときは、施設管理統括者に報告する。